

## 第 5 期鹿児島市地域福祉計画策定について

### 1 第 5 期計画策定にむけて

本市では、市民が地域でお互いに支えあうしくみを整えるとともに、生涯にわたって住み慣れた地域で健やかに暮らし続けられるまちづくりを進めるため、その指針となる地域福祉計画を、これまで、4 期にわたり策定してきた。

第 5 期地域福祉計画については、国が提唱する、全ての人々が地域、暮らし生きがいと共に創り、高めあうことができる「地域共生社会の実現」を踏まえた計画として策定していく。

### 2 計画期間

令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 か年計画とする。

### 3 策定スケジュール（案）

区分	R2年度									
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
地区	第1回 会議						第2回 会議			
推進委員会 (全体)		第1回 委員会						第2回 委員会		
内容		校区社協 アンケート		民児協 アンケート		計画骨子案作成		市民 アンケート		

区分	R3年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
地区			第1回 会議			第2回 会議			第3回 会議			
推進委員会 (全体)				第1回 委員会			第2回 委員会			第3回 委員会		
				・市民ア ンケート 結果報告			・パプコメ 結果報告			・素案の 修正等協 議		
内容		計画素案作成			パプコメの 実施						計画策定	

#### 4 地域福祉活動計画との関連

市が策定する「地域福祉計画」と、市社会福祉協議会が地域住民や校区社協、ボランティア団体、福祉団体等と相互に協力して、地域福祉を推進していくことを目的として策定する「地域福祉活動計画」は、総合的に地域福祉を促進することができるように、基本理念や目標を共有することとし、来年度行う予定の市民アンケートについても、共同で実施したいと考えている。

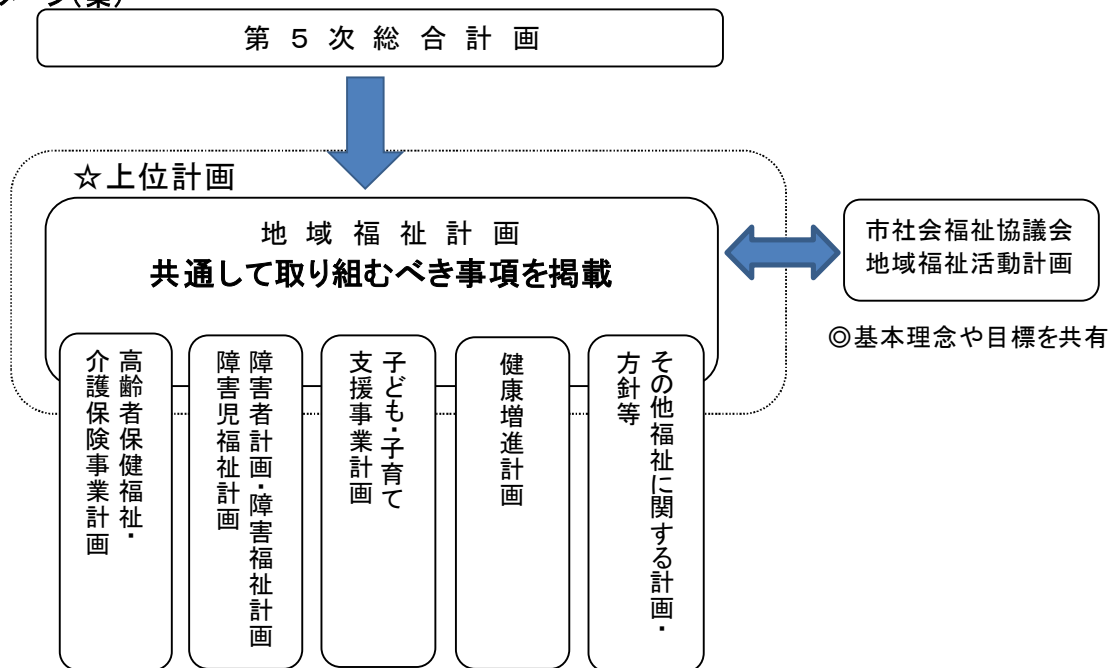
また、地域福祉活動計画は、両計画の期間を統一することを見込み、現行の第4期は3か年の計画となっている。

#### 5 第5期計画の概要

##### (1) 関連計画との関係

平成30年4月の社会福祉法の改正により、任意とされていた地域福祉計画の策定が、努力義務となり、策定に際しては、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けられることとなった。

#### イメージ(案)



(2) 地域福祉計画に盛り込むべき事項

国が示したガイドラインには、地域福祉計画に盛り込むべき事項として、

- ①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項
- ④地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項
- ⑤包括的な支援体制の整備に関する事項

の5つが掲げられており、それを踏まえなければ、法上の地域福祉計画としては認められないものとなっている。

なお、社会福祉法の一部改正に先立って、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が平成28年5月、「再犯の防止等の推進に関する法律」が同年12月に施行され、地域福祉との一体的な展開が求められており、地域福祉計画の策定に当たっては、成年後見制度等の権利擁護、再犯防止・更生支援に関する計画とも調整を図ることが求められている。